

平成22年6月1日(火)

保護者様

中原小学校 校長 緒方 克成

児童の携帯電話とパソコンのインターネット利用について

初夏の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこと存じ上げます。

今、携帯電話がいじめの原因となったり、携帯電話により子どもが犯罪に巻き込まれたりすることが、社会の大きな問題になっています。

たとえば、「学校裏サイト」とよばれる非公式の掲示板は、相手の中傷する言葉が飛び交い、いじめの温床となっているといわれています。十分な社会性や道徳観が育っていないがために、自らがいじめの加害者に陥っているのです。

また、さらに怖いのは、携帯電話を通じて無防備な子ども達が、犯罪やわいせつなど大人の悪意に満ちた世界と、いとも簡単につながってしまうことです。「出会い系サイト」や「プロフサイト」からの、売春・誘拐・監禁などの事件に巻き込まれる子どもは後を絶たず、これらの犯罪の被害者の85%が18歳未満の子どもです。

保護者が、小中学生の子どもに携帯電話を持たせる場合、家族との連絡のために持たせるケースがほとんどです。しかし、親が知らない間に、いろいろな使い方に関心が広がり危険に遭遇しているのも現実です。

パソコンのインターネットも、もはや私たちの生活に欠かせないものです。しかし、そこにも計り知れない危険が潜んでいることも忘れてはいけません。

つきましては、携帯電話とパソコンのインターネットには、次のような対応やご協力をお願いします。

記

- 1 児童に専用の携帯電話を持たせないでください。(必要な場合のみ保護者の携帯電話を貸すようにしてください。)
- 2 もし、持たされる場合は、その携帯の機能は通話とメールに限定すべきです。インターネットには、有害サイトから子どもを守るために必ず「フィルタリング」をしてください。
- 3 学校には持たせないでください。
- 4 「友達の前で使用しない。」「安易に自分や人の番号やメールアドレスを教えない。」「悪口やいやな気持ちを伝える手段に使わない。」「サイトを興味本位で開いてはいけない。」「変なメールがきたらすぐ親に教える。」などのマナーや危険を回避する方法をきちんと教えてください。
- 5 インターネットの危険性は、自宅のパソコンも同じです。子どもが自宅のパソコンでネットをするときも、「使用には親の許可が必要。」「親の前でする。」「21:00以降はしない。」などの家庭のルールを作って使用させてください。